
プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 本日の審議事項

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において検討を行う事項の概要についてご説明することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 2023 年 10 月 5 日に開催された第 511 回企業会計基準委員会では、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」¹において、新たに半期報告書を提出することとなる会社²に適用される会計基準等を、「(仮称) 中間会計基準等」として新たに開発することを提案した。
3. 2023 年 11 月 14 日に開催された第 514 回企業会計基準委員会では、「(仮称) 中間会計基準等」において、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）とする中間財務諸表に係る会計処理及び開示を定めることを提案した。この場合の基準開発の方針として、基本的に企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。また、以下合わせて「四半期会計基準等」という。）の会計処理及び開示を引き継ぐこととし、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）とした場合と、四半期会計基準等に従い第 1 四半期決算を前提に第 2 四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある項目については、従来の四半期会計基準等に基づく取扱いが継続可能となる取扱いを提案した。
4. また、中長期的な方向性として、上場会社においては四半期決算短信と中間財務諸表は連続したものとして作成されることから、中間決算及び四半期決算を同じ会計基

¹ 審議事項(4)-2 以降の審議資料では、特に断りのない限り、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出され、2023 年 11 月 20 日に第 212 回国会で可決・成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律を「改正法」、現行の「金融商品取引法」（昭和 23 年法律第 25 号）を「金融商品取引法」及び現行の「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）を「企業開示府令」として表記している。

² 特定事業会社以外の上場会社等及び特定事業会社以外の非上場会社が上場会社等の制度を適用する場合をいう。

準で作成できるように「(仮称) 中間会計基準等」及び四半期会計基準等を期中報告基準として統合することを検討するかどうかについて審議を行った。

III. 本日の審議事項

5. 本日は、以下の論点についてご意見をお伺いしたい。
 - (1) 適用時期の検討 (審議事項(4)-2)
 - (2) 「(仮称) 中間財務諸表に関する会計基準(案)」(本文) の文案の検討 (審議事項(4)-3)
 - (3) 「(仮称) 中間財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」(本文) の文案の検討 (審議事項(4)-4)
 - (4) 「(仮称) 中間財務諸表に関する会計基準(案)」(結論の背景) の文案の検討 (審議事項(4)-5)
 - (5) 「(仮称) 中間財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」(結論の背景) の文案の検討 (審議事項(4)-6)
 - (6) 「コメントの募集及び本公開草案の概要」(審議事項(4)-7)
 - (7) 改正又は修正が必要となる可能性がある他の基準等の検討 (審議事項(4)-8)
6. なお、第 514 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(4)-9 に記載している。

以 上